2026 年 11 月 13 日
三菱 UFJ e スマート証券株式会社
変更箇所は下線

信用取引取扱規定

新文書	旧文書	備考
		（略）
３．未約定の取引注文が約定することにより、お客様が新たに委託保証金の差し入れを必要とする場合は、その約定日の翌々営業日の正午までに当社に差し入れるものとします。また、前項に該当しているにもかかわらず未約定の取引注文が存在する場合、当社は任意でお客様の取引注文を取り消す場合があります。	３．未約定の取引注文が約定することにより、お客様が新たに委託保証金の差し入れを必要とする場合は、その約定日の翌々営業日の正午までに当社に差し入れるものとします。また、前項に該当しているにもかかわらず未約定の取引注文が存在する場合、当社は任意でお客様の取引注文を取消す場合があります。	追加
		（略）
４．未約定の取引注文が約定することにより、お客様が新たに委託保証金の差し入れを行うことが困難であると当社が判断した場合、当社はお客様の取引注文を任意に取り消しすることが　できるものとします。	４．未約定の取引注文が約定することにより、お客様が新たに委託保証金の差し入れを行うことが困難であると当社が判断した場合、当社はお客様の取引注文を任意に取消しすることが　できるものとします。	追加
		（略）
１．当社がお客様に対し、「回答書兼混同担保同意書」の確認を求めた場合、お客様は当社所定の方法により確認および回答を行うものとします。	１．当社が取引残高報告書に「回答書兼混同担保同意書」を同封した場合、お客様はこれに自署捺印のうえ、速やかに返送するものとします。	変更
２．前項に定める確認または回答をいただけない場合には、お客様の信用取引の利用を制限することがあります。また、この場合に生じたお客様の損害については、当社は一切の責めを負わないものとします。	２．回答書を返送いただけない場合には、お客様の信用取引の利用が制限されることがありますまた、この場合に生じたお客様の損害については、当社は一切の責めを負わないものとします。	変更
	３．第１項に定める取引残高報告書等については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供する場合があります。	削除
		（略）
お客様は、当社へ申告した事項に変更があった場合、当社所定の方法により遅滞なく変更手続きを行うものとします。	お客様は、口座開設申込書の記載事項等に変更があった場合、所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。	変更
		（略）
２． お客様が当社所定の手続きにより当社へ信用取引口座の解約を申し出た場合、当社は信用取引口座を解除します。ただし、お客様の信用取引に係る未決済の建玉および未精算の金銭が残存する場合は、この限りではありません。	２．次の各号いずれかに該当する場合、信用取引口座は解除されます。 (1) お客様が当社所定の手続きにて、当社へ信用取引口座の解約を申し出た場合。ただし、お客様の信用取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。	削除 変更
３．お客様が、すべての建玉を反対売買又は品受若しくは品渡されてから新たに信用取引を行わないまま、若しくは信用取引口座を開設されてから信用取引を行わないまま6ヶ月を経過した場合、当社は信用取引口座を解除することができるものとします。		追加
	(2) お客様が、すべての建玉を反対売買又は品受若しくは品渡されてから新たに信用取引を行わないまま、若しくは信用取引口座を開設	削除

新文書	旧文書	備考
４．第１項から第３項までに定める信用取引口座の解除手続きのために、当社はお客様の取引注文を任意に取り消すこと、または一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。 （2026 年　11 月）改訂	されてから信用取引を行わないまま６ヶ月を経過した場合 ３．前項の解除手続きのために、当社はお客様の取引注文を任意で取消しを行うこと、また一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。	変更 （略） 追加